

広島県告示第十八号

平成十六年広島県告示第七百七十二号（証紙代金収納計器の取扱人の指定）の一部を次のように改正し、令和八年一月十六日から施行する。

令和八年一月十五日

広島県知事 横田美香

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定は併せて示す。」に改正する。

		主たる事務 所の所在地		主たる事務 所の所在地	
		名 称		名 称	
広島市西区 観音新町四 丁目一三番 一三三号	一般社団法 人 広島県 自動車整備 振興会	一般社団法 人 広島県 自動車整備 振興会	一般社団法 人 広島県 自動車整備 振興会	一般社団法 人 広島県 自動車整備 振興会	一般社団法 人 広島県 自動車整備 振興会
福山市南今津町四三 番地	一般社団法人 広島 県自動車整備振興会 福山支所内	福山市南今津町四三 番地	福山市南今津町四三 番地	福山市南今津町四三 番地	福山市南今津町四三 番地
広○一五 H一〇二 収納計器S	クアディエ ントジャパ ン証紙代金 収納計器S	H一〇二 収納計器S	H一〇二 収納計器S	H一〇二 収納計器S	H一〇二 収納計器S
		証紙代金収納計器の 取扱場所		証紙代金収納計器の 取扱場所	
		証紙代金収納計器の 取扱場所		証紙代金収納計器の 取扱場所	
広島市西区 観音新町四 丁目一三番 一三三号	一般社団法 人 広島県 自動車整備 振興会	一般社団法 人 広島県 自動車整備 振興会	一般社団法 人 広島県 自動車整備 振興会	一般社団法 人 広島県 自動車整備 振興会	一般社団法 人 広島県 自動車整備 振興会
福山市南今津町四三 番地	一般社団法人 広島 県自動車整備振興会 福山支所内	福山市南今津町四三 番地	福山市南今津町四三 番地	福山市南今津町四三 番地	福山市南今津町四三 番地
広○一四 H一〇二 収納計器S	クアディエ ントジャパ ン証紙代金 収納計器S	H一〇二 収納計器S	H一〇二 収納計器S	H一〇二 収納計器S	H一〇二 収納計器S
		証紙代金収納計器の 取扱場所		証紙代金収納計器の 取扱場所	
		証紙代金収納計器の 取扱場所		証紙代金収納計器の 取扱場所	
広島市西区 観音新町四 丁目一三番 一三三号	一般社団法 人 広島県 自動車整備 振興会	一般社団法 人 広島県 自動車整備 振興会	一般社団法 人 広島県 自動車整備 振興会	一般社団法 人 広島県 自動車整備 振興会	一般社団法 人 広島県 自動車整備 振興会
福山市南今津町四三 番地	一般社団法人 広島 県自動車整備振興会 福山支所内	福山市南今津町四三 番地	福山市南今津町四三 番地	福山市南今津町四三 番地	福山市南今津町四三 番地
広○一三 H一〇二 収納計器S	クアディエ ントジャパ ン証紙代金 収納計器S	H一〇二 収納計器S	H一〇二 収納計器S	H一〇二 収納計器S	H一〇二 収納計器S